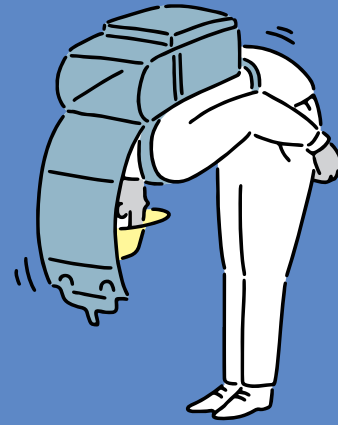


一般社団法人

# 野々市市 観光物産協会 会員募集

さあ!野々市市からはじめよう



問合せ・申込み先

一般社団法人野々市市観光物産協会事務局  
(にぎわいの里のいち カミーノ内)  
石川県野々市市本町二丁目1番20号  
TEL:076-248-7332 FAX:076-248-7316  
MAIL:kanko@city.nonoichi.ishikawa.jp



この法人は、野々市市とその周辺地域における観光物産事業の推進を通じて、ひと、もの、ことのあらゆる交流を促進し、野々市市の経済の振興と地域社会の健全な発展に貢献することを目的としています。

ご賛同いただける皆様のご入会をお待ちしております。

| 区分   | 対象                 | 年会費<br>1口=1,000円           | 入会のメリット  |
|------|--------------------|----------------------------|--|
| 正会員  | 法人・団体・個人(個人事業主を含む) | 10口以上                      | ● イベント・セミナー等の開催案内<br>● 1の1NONOICHIの各種割引特典<br>● 総会の議決権を有し、会の運営に参画<br>● 協会主催事業への優先出店<br>● イベント出店料・備品使用料等の減免<br>● 1の1NONOICHIでの委託販売(審査有)<br>● 協会ホームページへの会員情報掲載<br>● 協会制作パンフレット等への優先掲載<br>● 一般の方からの問い合わせへの優先紹介 |
|      |                    | 5口以上<br>※小規模事業者・非営利団体・個人のみ | ● イベント・セミナー等の開催案内<br>● 1の1NONOICHIの各種割引特典<br>● 協会の議決権を有し、会の運営に参画   |
| 賛助会員 |                    | 1口以上                       | ● イベント・セミナー等の開催案内<br>● 1の1NONOICHIの各種割引特典<br>※議会の議決権を有さず、会の運営に参画できない   |

※小規模事業者=中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者



## 事業内容

- ① 国内外の観光客に対するプロモーション及び誘致促進に関する事業
- ② 観光資源の調査研究及び創出に関する事業
- ③ 地域物産のプロモーション、販売及び開発に関する事業
- ④ 観光物産関係施設等の整備、維持管理及び運用に関する事業
- ⑤ 観光物産に携わる人材の育成、確保及び資質の向上に関する事業
- ⑥ 観光物産事業の振興に寄与する各種イベントの実施及び支援
- ⑦ 野々市市の歴史、文化、芸術並びにその他知識の普及及び伝達に関する事業
- ⑧ 野々市市及びその他の団体が行う観光物産事業に対する協力
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

入会を希望する場合は、別紙「入会申込書」を提出してください。